

## 意見書

平成21年7月21日

総務省情報通信国際戦略局  
情報通信政策課  
通信・放送の総合的な法体系担当殿

郵便番号 107-8001

住所 とうきょうとみなとくあかさかごちょうめ3ばん6ごう  
東京都港区赤坂五丁目3番6号

氏名 かぶしきがいしやていびえすらじおあんどこみゆにけーしょんず  
株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ

代表取締役社長 かとう よしかず  
加藤 嘉一

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対し、下記のとおり意見を提出します。

<p>2. 伝送設備規律  (3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進  ①免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し</p>	<p>免許不要局に対して、空中線電力の上限を見直し、免許不要局の範囲を拡大することが適当とあるが、現状の電波の運用に支障をきたすことの無いよう、無線システムの機能、使用周波数、利用形態などを踏まえた上で、既存無線システムへの影響について十分な検証を行うことが必要である。</p>
<p>3. 伝送サービス規律  (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>現在放送事業者は、重大な放送事故が発生した場合、行政に対し遅滞なく報告を行っている。これに加えて、放送事業者に過度な負担を課すような義務規定とならないよう要望する。</p>
<p>4. コンテンツ規律  (3) 具体的規律  ③番組規律</p>	<p>番組の種別、放送時間、分類に関する考え方等の公表に当たっては、放送の自主自律の原則を踏まえ、義務ではなく、あくまでも自主的に行うべきものとする。ショッピング番組の取り扱いについても、同様に事業者の自主自律に委ねることが適当である。</p>
<p>4. コンテンツ規律  (3) 具体的規律  ④表現の自由享有基準</p>	<p>表現の自由享有基準に関しては、将来性を踏まえ、経営的な選択肢を広げる観点からも、必要に応じて、今後も緩和を検討して頂きたい。</p>

以上